## 令和6年度

小鹿野町立長若小学校

いじめの防止基本方針



# 目 次

### 【長若小学校基本方針策定にあたって】

第1	いじめの未然防止のための取組	• • • •	• • •	• •	• • •	• •	• •	• •	•	•	1
第2	いじめの早期発見への取組	• • • •						•	•	•	1
第3	いじめの早期解決への取組	• • • •		• •				• •	• •	•	1
第4	いじめの問題に向けての校内組織	• • • •	• • •	• •				• •	• •	•	2
第5	いじめの防止対策推進法第28条に	おける「重	重大事態	態」 <i>の</i>	)対応(	こつし	ハて	•			3
第6	インターネットを通じて行われるい	いじめ対策	•	• •				• •	• •	•	4
第7	年間行事予定 •••••										4

#### 【長若小学校いじめの防止基本方針策定にあたって】

長若小学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して学校生活を送れる学校 づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

#### 【第13条】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、 当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

#### 第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、PTAの活動や児童の自助共助の取組を積極的に支援し、児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

- (1)生徒指導部では、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。
- (2) 特活部では、児童会活動など児童の自主的ないじめ撲滅活動等を支援し、いじめが起きにくい、いじめを許さない気運を醸成していく。

#### 第2 いじめの早期発見への取組

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気付き、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導部は、「児童対象いじめアンケート調査」を年3回(各学期に適宜)実施する。
- (2) 生徒指導部は、「保護者対象いじめアンケート調査」を年3回(各学期に適宜) 実施する。
- (3) 必要に応じて臨時に児童・保護者にいじめアンケート調査を実施する。
- (4)「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該 当する項目があれば児童に声をかける。
- (5) けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着 目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (6) 児童からの相談への教職員等の迅速な対応を徹底するとともに、いじめに係る情報を共有 し組織的な対応を行う。

#### 第3 いじめの早期解決への取組

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気付き、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1)生徒指導部は、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全職員の資質向上に努める。
- (2) 定期的に、全職員で児童の様子について、現在の様子について情報交換し、共通理解・共通指導ができるよう情報の共有を図る。
- (3) スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により、児童・保護者がいじめに係わる相談ができるようにする。

- (4) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
- (5) 生徒指導部が中心となり、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (6) 23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を町教育委員会へ速やかに報告する。

#### 【第23条】

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめ を受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認 を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- (7) いじめが解消している状態かどうかの判断は、「①いじめに係る行為が止んでいること (3ヶ月を目安)②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2点から行う。また、 解消している状態に至った場合でも、いじめの再発の可能性が十分あり得ることを踏まえ、 当該いじめの被害児童、加害児童の日常の観察を注意深く行う。

#### 第4 いじめの問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する組織を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けた組織作りをする。

〇いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校ではいじめ対策会議を設置する。

#### 【構成員】

この会議の構成員には、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、担任、養護教諭、教育相談主任等全職員で構成する。

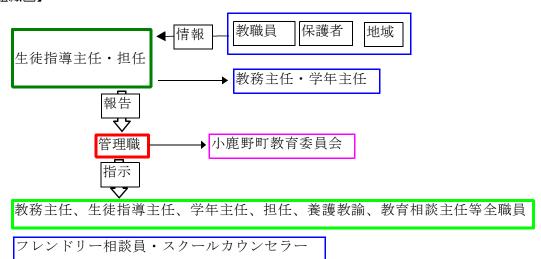
また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、警察官経験者などの外部専門家や埼玉県が設置する「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を要請する。

#### 【役割】

- いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、許さない環境づくりを行う。
- いじめの相談 通報の窓口
- ・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- いじめ防止に関すること。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などの情報の収集と記録。
- いじめに係る情報(いじめの疑い、人間関係に関する悩みを含む)についての事実関係の把握といじめであるかどうかの判断
- ・いじめの被害児童への支援、加害児童への指導の体制・対応方針の決定、家庭との連携
- いじめの防止等に係る校内研修の実施、年間計画に基づく取組の実施、
- 学校基本方針の見直し

【開催】 ・定期的に開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

#### 【校内組織図】



#### 第5 いじめの防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

本校では、この重大事態を全職員が理解し、重大事態が生じた時、調査で得た情報は、児 童及びその保護者に提供する。さらに、小鹿野町教育委員会に報告する。

調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点から生徒指導部を母体とし、弁護士、精神科 医、学識経験者及び心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー、フレンドリー相談員)等 の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又 は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて、小鹿野町教育委員会 と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。

#### 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、 当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方 法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ー いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

- 生徒指導部では、重大事態が二度と起こらないため生徒指導体制の点検を行うとともに、 年間計画の見直しを即座実施する。
- ・生徒指導部では、いじめの被害児童を守るため、補講計画を立案し、学習面のサポートを実施する。

#### 【重大事態とは】

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている疑いがあると認めるとき。

(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。) 事実確認が確定した段階ではなく、疑いが生じた段階で、重大事態として対応しなければならない。また、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てが児童や保護者からあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### 第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

学校の教育理念等に基づき、インターネット上でのいじめ防止対策として以下の取組をする。 本校では、いじめ防止の理念(考え、方針)に基づき、生徒のインターネット上のいじめを 防止するために情報モラル教育の充実を図る。

- (1) 学級活動を活用して、ネット問題について児童向け講演会を実施する。
- (2) 児童の意識啓発ともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

#### 第7 年間行事予定

	1 • 2学年	3・4学年	5・6学年						
4月	・新入生に対するいじめ防止教育(学年)	• いじめ防止教育 (学年)	・いじめ防止教育(学年)						
	・各学級における「いじめ防止基本方針」への取組(学級経営案)								
	・企画委員会:「令和4年度いじめ防止基本指針」策定								
5月	・自分自身に関わることとして副読本等を活用した時間(道徳部)								
	• 学校評議員会においていじめ防止の取り組みについて説明								
	・第1回児童対象、保護者対象いじめアンケート調査 ※1学期中に行う(生徒指導部)								
6月	・非行防止教室におけるネットいじめ予防(小鹿野警察・ICT)								
7月	・ネットいじめ防止に関する啓発(生徒指導部)								
	・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価(学級経営案)								
	・他人とのかかわりに関することとして副読本等を活用した時間(道徳部)								
8月	・いじめ防止に向けた校内研修会[DVD等]								
9月									
10月	・自然等とのかかわりとして副読本等を活用した時間(道徳部)								
	・第2回児童対象、保護者対象いじめアンケート調査 ※2学期中に行う(生徒指導部)								
	・薬物・いじめ防止教室(小鹿野警察署)								
11月	・児童会によるいじめ防止活動 ・ネットトラブル学習会(保護者、児童対象)								
12月	・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価(学級経営案)								
	・集団・社会とのかかわりとして「	彩の国の道徳」を活用した時	間(道徳部)						
1月	・第3回児童対象、保護者対象いじぬ	3回児童対象、保護者対象いじめアンケート調査※3学期中に行う(生徒指導部)							
	• 体罰調査(教職員)								
2月	<ul><li>学校評議員会において基本方針の</li></ul>	取り組み説明							
	•「学校いじめ防止基本方針」年間評価(学級経営案)及び学校評価の集計公表								
	<ul><li>人間としての在り方生き方とのか。</li></ul>								
3月									

- ※学級懇談会において、いじめ防止に関する話題として児童の様子等について話し合いを行う。
- ※各月、スクールカウンセラー、フレンドリー相談員、生徒指導委員会とで、情報交換会を実施 する。